第 9 章

戦略と行動計画

9. 戦略と行動計画

本章は有害廃棄物管理に係わるEU原則、戦略的目的、対策および行動計画を示す。行動計画はルーマニア政府および民間セクターの両方を対象とするものである。これらの行動は前の章で示した戦略に基づいている。

有害廃棄物管理の効率と質は市場経済化、政策改革の速度などの外的条件に強く依存する。しかしここで提案されている行動は有害廃棄物管理に強く関係したものだけである。

9章は以下の4つの節より構成されている。

- 9.1節：有害廃棄物管理計画の必要性、有害廃棄物に関するEUの原則、戦略、法律
- 9.2節：有害廃棄物管理の戦略的目的と対策
- 9.3節：行動計画のリスト
- 9.4節：各行動の概要

9.1 有害廃棄物管理改善の梃子（EUの原則、戦略、法律）

9.1.1 有害廃棄物管理計画はなぜ必要か

有害廃棄物管理問題は世界的な関心を集めている。有害廃棄物とはその言葉からして明らかなように、健康や自然環境に影響を及ぼしうる廃棄物である。有害廃棄物および廃棄された資源は引火性、腐食性、有害性などの性質を示す。それゆえ、有害廃棄物はその発生から最終処分まで適切に管理する必要がある。有害廃棄物の所有者はその管理費用を認識する。多くの国では、有害廃棄物の所有者による違法輸出、違法投棄、それに伴う環境汚染（例えば土壌、下水、下水処理場に対する）を経験した。

有害廃棄物の戦略的なアプローチを採択する必要性は、埋立処分場およびIPPC（産業公害防止）に関するEU指令の実施や最も危険な化学物質を環境から除去する対策によって高まっている。1999年12月、第5回バーゼル条約会議は政府高官レベルにおいて環境的に健全な有害廃棄物管理を宣言した。

9.1.2 EUの原則、戦略、法律

廃棄物管理は様々な要素からなる複雑な問題である。あらゆる状況や場所にも適用できる廃棄物管理モデルなるものは存在しない。しかしEUは有害廃棄物管理に関する明確な原則を有している。下記に示すEU原則はEUの次の図書に示されている。

－ Community Strategy for Waste Management (EU Focus on Waste Management ISBN 92-828-4825-6 1999)

－ Waste Framework Directives (75/44/EEC, 91/689/EEC)

－ Regulation– Communication from Commission on the review of the Community Strategy for Waste Management referred above

廃棄物処理に関する EU の原則

廃棄物管理のヒエラルキー

- 発生抑制、減量化、有害性の減少を最優先する。
- 上記ができない場合は再利用、回収、エネルギー源として利用する。
- 最後の手段として、廃棄物を安全に最終処分する。

発生者責任と汚染者による支払い

- 廃棄物発生者または環境を汚染した者は、その活動に伴う費用を全て負担する。
- 経済活動者、とりわけ製造業者は製品、物質、部品などの製造からごみとして廃棄されるまでのライフサイクルに一貫して関与しなければならない。

予防原則

- 将来起りうる問題を予測して行動しなければならない。

近い場所での処分

- 廃棄物はそれが発生した場所にできる限り近い場所で処分されるべきである。

EU 内、及び可能であれば自国内での処分サービスの充足

- EU 加盟国は他の加盟国と協力し十分な且つ統合的な廃棄物処分施設ネットワークを構築しなければならない。

多大な費用を伴わない最良技術の適用（Best Available Technique Not Entailing Excessive Costs - BATNEEC）

- 産業施設から環境への廃棄物の排出は経済的に最も効率的な方法により可能な限り減少させなければならない。

上記の原則に加えて、EU 政策は下記の達成を目指す。

- 廃棄物の共通定義
- クリーン製品の奨励
- 経済的手法の奨励

- 廃棄物移動に関する規則
- 環境保全と内部的市場

上記の原則を推し進める梃子は法的規制力がある決定、EU 指令、法律である。また EU の廃棄物戦略は次の点を強調する。

- 廃棄物移動の減少と廃棄物輸送法の改善
- 新しくより良い廃棄物管理の有効手段。以下の項目を含む。
  - －法的および経済的手法
  - －廃棄物に関する信頼できる比較可能なデータ
  - －廃棄物管理計画
  - －法の実施

9.2 戦略的目的と対策

表 9.2.1（有害廃棄物管理の目的と対策）および表 9.2.2（特定の有害廃棄物管理の目的と対策）はルーマニアの水利環境保護省、ＥＵ／ドイツ廃棄物ツイニンググループおよび JICA 調査団により作成された。水利環境保護省はこれらの表および本調査結果をルーマニアの国家廃棄物管理戦略と計画に取り込むと表明した。

この表は 3 章から 8 章までの章で示されている戦略の要約となっている。示されている戦略の策定に当たっては 1)現在のルーマニアの経済レベル、2)現在の有害廃棄物管理状況、3)現在の有害廃棄物管理能力、4)EU 指令を考慮した。有害廃棄物処理施設開発については低コストで経済的でありながら環境的には効果的な解決策を提供できるシステムおよび段階的改善を重視した。また政府スタッフの能力強化および廃棄物排出者の意識啓蒙を重視した。

表 9.2.2 の特定（Certain）廃棄物とは次のクライテリアに合致するものである。特別の EU 指令で指定されているもの（PCB など）、EU の優先廃棄物（廃油など）、ルーマニアにとり重要な廃棄物（廃農薬など）。

表 9.2.1 有害廃棄物管理の目標と対策

分野	大目的	下位目的	目的達成の対策
1. 政策と法律	1.1 環境に良く経済的に効率的で、社会的に公正な（例えば汚染者支払い原則の実現等）有害廃棄物管理システムを作る。	1.1.1 法的要求事項に従うインセンティブを廃棄物排出者に十分に与えうる行政的法的システムを確立する。 1.1.2 EU 指令を着実かつ段階的に実行する。	1.1.a 本 JICA 調査で作成した「ルーマニア有害廃棄物管理の戦略と行動計画」をルーマニアの廃棄物戦略と計画の一部として正式に承認する。(行動計画 A1) 1.1.b 「行動計画」の実施に必要な法的行政的財務的措置を取る。(行動計画に示されているアクションコード：A1, B1, C3, D5, D4, E4, H1, I2) 1.1.c 有害廃棄物管理に関与している経済セクター、省庁は法律で要求されている「廃棄物管理のセクター別戦略と計画」を策定し実行する。 1.1.d 廃棄物管理戦略と計画をモニタリングし見直すシステムを作る。(A3)
2. 制度・組織面	2.1 政府組織の行政能力強化	2.1.1 国、地域、カウンティーそれぞれのレベルにおいて法規制執行に責任を有する組織の行政的能力を強化する。	2.1.a 関係する全ての機関(MoWEP, NEPA, REPIs, LEPIs, NEG 等)の有害廃棄物管理能力強化を行う。 2.1.b 有害廃棄物を含む廃棄物の管理計画立案を地域レベル（EPI）で導入する。 2.1.c EPA (Environmental Protection Authority)および NEG (National Environmental Guard) における有害廃棄物を含む廃棄物のモニタリング、インスペクション能力を強化する。 (D4, D6)
3. 人材育成	3.1 国、地方のレベルで量質とも必要十分な人材を供給する。	3.1.1 政府および民間レベルにおいて良く訓練された人材をを十分供給する。 3.1.2 EPI（地方環境保護署）や NEG（国家環境警護）の有害廃棄物管理に関する法規制執行能力を強化する。 3.1.3 有害廃棄物排出者の有害廃棄物の環境的管理能力を強化する。	3.1.a EPI スタッフに対して 2 週間の有害廃棄物管理トレーニングコースを開設し実施する。 (D4) 3.1.b EPI スタッフに対して 1)有害廃棄物の識別・分類マニュアル、2)廃棄物インスペクションマニュアル、3)企業廃棄物管理計画策定マニュアル、4) 汚染サイトインベントリー策定マニュアル、5)既存の有害廃棄物処理施設の運転再開を企業に実施させるためのマニュアル、を配布する。(B2, C3).（注：上記 1）から 4)まではﾊﾟｲﾛｯﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 4 のセミナーで配布済み） 3.1.c 有害廃棄物排出者に対する意識啓蒙、クリーナープロダクションや廃棄物発生抑制に関する情報提供を行うためのセミナーを実施する。 (C3, E1, E2).

分野	大目的	下位目的	目的達成の対策
4. 廃棄物発生抑制 (「廃棄物管理の戦略的目的」の表の7項と一致すべきである)	4.1 有害廃棄物の発生抑制および可能な限り近隣処理の原則を奨励し適用する。 4.2 有害廃棄物の健康と環境への影響を最小限にする。 4.3 資源の効果的利用を最大化する。 4.4 生産性を向上し費用を節約する。		4.a 違法な廃棄物投棄を許さない。（これを実質的に許すと廃棄物排出者の廃棄物発生抑制やリサイクリングに対するインセンティブを減じることになる） 4.b クリーナープロダクションや IPPC（公害防止）技術適用の環境的経済的便益に対する意識を高めるためのデモンストレーションプロジェクトを実施する。 (E1, E2) 4.c 化学会社に対し、「リスポンシブルケアー」に関する意識啓発を行う。(E3) 4.d IPPC（公害防止）指令を実施する。 4.e 企業内有害廃棄物会計を義務付ける。(F1) 4.1.a 特定の有害化学物質を段階的に減少させるための法律を策定し施行する。
5. 廃棄物の収集輸送	5.1 有害廃棄物専用の収集輸送サービスを構築する。	5.1.1 有害廃棄物排出者のニーズに合う輸送システムを確立する。	5.1.1.a 有害廃棄物処理処分需要を喚起することにより有害廃棄物収集輸送需要を起す。 (I1, I2) (項目 6.1.1 参照)
		5.1.2 EU の危険物質輸送に関する要件を満たす収集輸送システムを確立する。	5.1.2.a ルーマニアの危険物資輸送基準に含まれる有害廃棄物の種類を確認する。 5.1.2.b 廃棄物の移動を追跡できるマニフェストシステムを開発し実施する。(I2).

分野	大目的	下位目的	目的達成の対策
6 廃棄物の処理処分	6.1 有害廃棄物を環境的に健全で、経済効率的、社会的に公正な方法で処分する。	6.1.1 次の点を踏まえた有害廃棄物処理処分を奨励する。 • 回収（可能な限り） • 取り扱いの容易さ • 有害性の最小化を可能にする処分 6.1.2 有害廃棄物処理処分施設の供給	6.1.1./6.1.2. a 有害廃棄物処理需要を喚起するために次のことを行う。 • 既存の処分場を「有害廃棄物処分場」と「非有害廃棄物処分場」に分類する。 • 「非有害廃棄物処分場」と分類された処分場における有害廃棄物受け入れを禁止する。 • EPI の規制実施能力強化(D4)と 効果的の罰則適用(D5)により有害廃棄物の処理処分基準を遵守させる。 • IPPC デモンストレーションプロジェクトの実施やセミナー開催により有害廃棄物排出者の意識啓蒙を行う。 (E1, E2 & E3). • 有害廃棄物の違法放置や処分を行っている者に合法的な処分を行わせる。 6.1.1.b 有害廃棄物処理のためのセメントキルン活用を促進する。(G1) 6.1.1.c 有害廃棄物処理施設開発に興味を持つ企業を見出す。(I1) 6.1.1.d 有害廃棄物専用処理施設や処分場の建設を奨励する。(G2, G3. G4)
		6.1.3 施設の設計、建設、運転においては EU 基準を満たす。	6.1.3.a 基準を満たしていない違法施設を特定する。(D1) 6.1.3.b 既存処理施設の更新や運転再開を奨励する。 (D2). 6.1.3.c モデル的公害防止自主協定（Voluntary Agreement）を実施する。(D3)
		6.1.4 ある種類の有害廃棄物については海外の適切な処理施設への輸出を促進する。	6.1.4.a PCB 廃棄物および廃農薬のインベントリーを更新・改善する。 6.1.4.b PCB 廃棄物および廃農薬の既存施設での処分を促進する。(G5, G6)
7. リサイクリングおよびエネルギー回収	7.1 資源を最大限に有効利用する。 7.2 有害廃棄物の健康と環境への影響を最小化する。 7.3 生産性を向上し、費用節約を図る。		7.a 廃棄物からの重金属回収とリサイクリングのために精錬施設利用を促進する。 7.b 廃棄物（有害廃棄物を含む）の処理やエネルギー回収を行う施設としてセメントキルンを利用することを促進する。 7.c 4.a, 4.b, 4.c, 4d および 4.e と同様の対策を取る。

分野	大目的	下位目的	目的達成の対策
8. 土壌汚染管理	8.1 汚染された土壌、水、汚染物質への暴露を最小化することにより人々の健康を守る。 8.2 新たな汚染サイトの出現を防ぐ。	8.1.1 表流水水質基準達成を目指し、以って生物多様性に関するルーマニア政府の国際的義務およびダニューブ河の環境的な事故防止義務を（ダニューブ河保全条約に基づき）を果たす。 8.2.1 土壌汚染に関する情報を公開する。	8.a 歴史的汚染サイトについての省令を作成、発布し以下を狙う。 (H1) • サイト所有者の以下の責任を明確にする。報告、インベントリー作成、モニタリング、健康と環境の保護のための対策を講ずること。 • EPI の役割を明確にする。 • 土壌汚染サイトに関する行政手続を明確にする。 • 歴史的汚染サイトを規制する。 • 汚染サイトの係わる費用負担について明確にする。 8.b 環境省、EPI の汚染サイトのモニタリング、規制実施の能力強化を図る。 (H1) • 環境省は汚染サイトの管理と評価のためのガイドラインを策定、発布する。（報告書 9 巻参照） • 環境省は EPI スタッフの意識啓蒙およびトレーニングを行う。 • 環境省内に汚染サイト担当課を設ける。 • 汚染サイトについての国レベルの作業グループを設置する。 • 環境省/ICIM は EPI の汚染サイト情報に基づき国レベルのデータシステムを作る。 • 政府決定 118/2002 に基づき策定された汚染サイトに関する行動計画の実施をモニターする。 8.c EPI は次を実施する。 (H2) • 汚染サイトの予備的インベントリーを作成し、それを各カウンティーの環境報告書に含める。 • 汚染サイトへの暴露を最小化するため（汚染サイト近隣）の土地および地下水の利用制限を行う。 8.d 汚染サイトに関する情報を公開図書の中に入れる。 (H2) 8.e 企業に以下を要請する。1)歴史的廃棄物投棄場所および汚染サイトに関する情報提供、2)そのようなサイトの管理、モニタリング、取るべき対策について計画立案。 (H3) 8.f 汚染サイトに起因する人間の健康への影響を最小化するための対策の実施を汚染サイトの責任者に要請する。 (H3)

分野	大目的	下位目的	目的達成の対策
9. 廃棄物管理のファイナンス	9.1 汚染者費用負担などの原則にのっとった有害廃棄物管理のための経済財務メカニズムの創出と運営 9.2 経済的に効率的な環境投資（公害防止、クリーニープロダクション技術、生産工程近代化）のための資金を企業が得られるようにする。	9.1.1 適切な経済財務手法により汚染者負担原則に基づく有害廃棄物管理サービスマーケットを創出する。 9.1.2 銀行の環境投資プロジェクト審査能力を開発する。	9.a セメントキルンでの有害廃棄物処理やエネルギー回収が可能である場合には、同施設の利用を環境面から推し進めるべく関係者（国、地域、カウンティ、民間セクター）の間の意見交換を促進する。 9.b 間接融資（ツーステップローン等）の可能性検討を含め資金メカニズム創出のためのフィージビイリティ調査を行う。(J1)
10. 廃棄物管理情報システム	10.1 EU や国際的な基準に見合い、かつ信頼でき、役立つ有害廃棄物管理情報システムを構築する。	10.1.1 有害廃棄物の法的規制の改善を促進する。	10.1.1.a 有害廃棄物排出者および EPI の有害廃棄物識別分類能力強化のために本調査で作成された同目的のガイドラインを関係者に配布し、その利用を奨励する。(B2) 10.1.1.b データ収集システムを向上させる。(C1, C3) 10.1.1.c EPI は企業に企業廃棄物管理計画策定を義務付ける。同計画を環境許可申請書類に含めることを義務付ける。(B2, C3) 10.1.1.d 本調査で提案されたフォーマットを利用して各カウンティの汚染サイトインベントリーを策定し、それをカウンティ環境管理計画に盛り込むことを EPI に義務付ける。(H2)
		10.1.2 有害廃棄物管理の国と地域レベルの計画と戦略の策定のための情報提供	10.1.2.a 国レベルの廃棄物データベースを改善する。また国と地域のそれぞれのレベルにおいて廃棄物管理情報システムを開発する。(C1, C2) 10.1.2.b 上記廃棄物管理情報システムのためのデータ収集を開始する。(C2)
		10.1.3 廃棄物管理情報の公開	10.1.3.a 廃棄物情報普及に関する役割と責任の所在を明確にする。 10.1.3.b EU への廃棄物管理報告要件を上記廃棄物管理情報システムに入れる。 (C2)
		10.2 EU の規定に従って廃棄物管理に関する報告制度を作る。	10.2.1.a 報告に関する役割と責任の所在を明確にする。 10.2.1.b EU への報告を上記廃棄物管理情報システム活動の一部とする。

分野	大目的	下位目的	目的達成の対策
11. 意識啓蒙	11.1 有害廃棄物の健康と環境への影響についての意識啓蒙	11.1.1 不適切な廃棄物管理が招く結果などについての意識啓蒙	11.1.1.a 環境教育（廃棄物管理を含む）を学校教育に取り入れる。 11.1.1.b インターネットや NGO を通じて情報普及を行う。 (H3)
		11.1.2 適切は廃棄物管理の利点などについての意識啓蒙	11.1.2.a 上記 11.1.1.a と同様。 11.1.2.b 上記 11.1.1.b と同様。 11.1.2.c 有害廃棄物管理の技術的、科学的、実践的側面の経験を共有し、知見を推し進めるためのフォーラムを国レベルで作る。 (C4)
	11.2 クリーナープロダクションの便益についての意識啓蒙	11.2.1 クリーナープロダクションや公害発生抑制防止（IPPC）に関する意識啓蒙	11.2.1.a 有害廃棄物排出者の CP や IPPC についての意識を深めるためのデモンストレーションプロジェクトを実施する。 (E1, E2)
		11.2.2 EPI や政府の関係者に対するクリーナープロダクションや IPPC に関する意識啓蒙	11.2.2.a 上記デモンストレーションプロジェクトの成果を普及する。(E1, E2)
	11.3 注意義務および汚染者負担原則に関する意識啓蒙	11.3.1 産業界による「リスポンシブルケアー」の実施	11.3.1.a 化学産業界のリスポンシブルケアーについての意識啓蒙を図る。 (E3) 11.3.1.b リスポンシブルケアーの悪例を公表する。(E3) 11.3.1.c リスポンシブルケアーの良い事例を公表し普及する。 (E3)

出典: JICA 調査団

表 9.2.2 特定の有害廃棄物管理の目的と対策

有害廃棄物	小分類	大目的	小目的	Measures to Achieve the Objectives
1. PCB/PCT を含有する廃棄物	PCB/PCT を含有する廃油 PCB/PCT を含有する設備・機材	1.1 ルーマニアおよび国際的な法律に適った管理	1.1.1 インベントリーの定期的更新 1.1.2 PCB/PCT を含有する廃油や設備機材の使用禁止 1.1.3 PCB/PCT 廃棄物の貯蔵は住民の健康、環境に安全な方法で行う。 1.1.4 現在貯蔵されている PCB/PCT 廃棄物は速やかに経済技術的に妥当な方法で処理する。	1.1.1.a PCB および PCB を含有する機器のインベントリーを更新する。いくつかのサイト訪問を行う。 1.1.2.a 取り扱いと処理の効果・安全性が実質的に確認できるまでは、回収、処理・処分を禁止する。 1.1.3.a PCB 廃棄物の貯蔵所のインスペクションを行う。PCB の大気汚染対策のチェックも行う。 1.1.3.b 廃棄物所有者は PCB 廃棄物に法に従ったラベルを貼り、貼った旨を当局に報告することを義務付ける。 1.1.3.c 報告制度を作る。 1.1.4.a PCB を含有する機器の処分または汚染除去の方法を検討し、適切なプログラムを作成する。 1.1.4.b トランスフォーマーから PCB の取り除くことや PCB の入っていたトランスフォーマーに PCB 代替物質を充填することを禁止する。 1.1.4.c 効果的なインスペクションと規制実施を確立する。
2. 廃農薬	環境省の 2002 年 PHARE プロジェクトの対象となった廃農薬 それ以外の廃農薬およびその容器・パッケージ	2.1 ルーマニアおよび国際的な法律に適った管理	2.1.1 インベントリーの定期的更新 2.1.2 廃農薬の貯蔵は住民の健康、環境に安全な方法で行う。 2.1.3 現在貯蔵されている廃農薬は速やかに経済技術的に妥当な方法で処理する。	2.1.2.a 廃農薬貯蔵サイトの安全性と隔離性を監視する。 2.1.3.a 農業省が提案した廃農薬 EU Phare 2002 年プロジェクトを実施する。 2.1.3.b 上記プロジェクトの対象外の廃農薬サイトについての有効なプログラムを策定し評価する。 2.1.3.c この種の問題の再発を防ぐために、農薬使用の管理プログラムを実施する。
3. 有機塩素系溶剤		3.1 廃棄物発生量を少なくする。 3.2 環境への放出を少なくする。 3.3 適切な方法で処分する。	3.1.1 有機塩素系溶剤の消費と溶剤廃棄物の発生量を少なくする。 3.2.1 有機塩素系溶剤の大気、水、土壌への放出を少なくする。 3.3.1 有機塩素系溶剤廃棄物の適正な管理と処理を確立する。	3.a 有機塩素系溶剤廃棄物の適正な貯蔵、取り扱い、管理のためのマニュアルを普及させる。 3.1.a 有機塩素系溶剤使用量削減を図ったパイロットプロジェクト 3 の成果を普及する。 3.2.a 大気や下水への放出や土壌保全を抑制するための規制を実施する。 3.3.a 有機塩素系溶剤廃棄物処分のために適切な焼却施設を導入する。

有害廃棄物	小分類	大目的	小目的	Measures to Achieve the Objectives
4. 廃油		4.1 廃油の回収率を高める 4.2 廃油の管理向上を通じて廃油による健康と環境への影響を少なくする。 4.3 環境的に良い方法で廃油を燃料として使用する。	4.1.1 廃油の違法市場を無くす。（廃油の違法使用は健康に悪影響を与えている。） 4.2.1 セメントキルンでの廃油の環境に良い利用／処理方法を奨励する。 4.3.1 廃油の再生を奨励する。	4.a 廃油の違法市場取り締まりを強化する。 4.b 廃油処分の環境に望ましい処分についての意識啓蒙プログラムを開発する。 4.b セメントキルンでの環境的に良い廃油利用／処理を進め、廃油ラグーンの廃油貯蔵量を減少させることを廃油ラグーン所有者に求める。 4.c セメントキルンや製鉄所での環境的に良い処理やエネルギー回収を奨励するための法的行政的支援策を取る。 4.d 酸タールや他の油残渣の埋め立て処分を防ぐための法的措置を取る。
5. 医療活動および研究活動から出る廃棄物	感染性廃棄物（保健施設、研究施設からの廃棄物） 感染性廃棄物以外の廃棄物	5.1 分別収集（感染性廃棄物、それ以外の有害廃棄物、非有害廃棄物の区別） 5.2 作業員や住民の健康に影響の無い方法で処分する	5.1.1 廃棄物の適切な病院内管理の奨励 5.2.1 環境的に健全で経済的に効率的な医療廃棄物処理の奨励 5.2.2 中間処理をしない処分の禁止。感染性廃棄物は必ず焼却処理をする。	5.1.a 病院内廃棄物管理の意識啓蒙を病院に対して行う。 5.2.a 医療廃棄物焼却施設開発に興味を示すディベロッパーを見出す。 5.2.b 上記の潜在的ディベロッパーと病院ごみ焼却施設開発について交渉し、契約する。
6. 廃バッテリーと廃蓄電器	廃バッテリーと廃蓄電器	6.1 ルーマニアとEUの法律に従って廃バッテリーと廃蓄電器を管理する。	6.1.1 廃バッテリーと廃蓄電器の分別収集と処分の実施 6.1.2 ルーマニアおよびEUの法律で許容されている以上の有害物質を含むバッテリーや蓄電器の販売を禁止し、逆に同法律の基準に適ったバッテリーや蓄電器の普及促進 6.1.3 廃バッテリーと廃蓄電器に入っている有価物の回収 6.1.4 バッテリーおよび蓄電器	6.a EU指令に違反する種類のバッテリーを市場から締め出すためのシステムを作る。 6.b 廃バッテリーと廃蓄電器の収集システムを確立する。 6.c 廃バッテリーと廃蓄電器に含まれている物質の有害性、バッテリー製品に表記する適切な内容、廃バッテリーの回収、適切処分の義務について意識啓蒙を行うためのグループを組織化する。

有害廃棄物	小分類	大目的	小目的	Measures to Achieve the Objectives
			の重金属含有量を少なくする。	
7. アスベスト	建設廃棄物 アスベストを含む製品	7.1 EU 指令 87/217 に従ってアスベストによる環境汚染を防止する。	7.1.1 アスベストを含む製品の販売を禁止する。 7.1.2 アスベスト廃棄物を適切な容器に入れラベルを貼った上で他の廃棄物と区別して収集する。 7.1.3 現在もっとも望ましいとされている方法で安全に処分する。	7.a アスベストに関する関連法令の整備 7.b アスベスト廃棄物の安全な取り扱い、貯蔵、処分について建設業者および解体業者の意識啓蒙を行う。 7.c アスベスト廃棄物を安全な容器に入れラベルを貼ることを確実に行う。 7.d アスベスト廃棄物の最良の処分のために承認された処分場を使用し、処分エリアを明確にするために記録を残す。
8. 電気・電子機器廃棄物		8.1 電気・電子機器廃棄物の EU 指令 (2002/96)をルーマニアの法律に取り込む。	8.1.1 電気・電子機器に含まれている汚染物質の回収、汚染影響が少なく回収しやすい物質の使用。 8.1.2 修理や分解、再利用が容易な製品の普及により廃棄物発生を抑制する。 8.1.3 有価物を最大限回収する。 8.1.4 再利用できないがエネルギー回収ができるものはそれを推進。 8.1.5 適切な中間処理をしてない電気・電子機器廃棄物の投棄の禁止	8.a 電気・電子機器廃棄物の分別収集推進 8.b 電気・電子機器廃棄物の環境的に良い回収と中間処理の奨励

出典: JICA 調査団

9.3 行動計画のリスト

表 9.3.1 に有害廃棄物管理戦略の目的を達成するために必要な行動の一覧を示す。

表 9.3.1 ルーマニア有害廃棄物管理戦略の目的を達成するために必要な行動

目的	必要な行動	行動主体	法的措置の必要性	技術支援の必要性	行動の時期
A. 本戦略と行動計画					
A1. 本戦略と行動計画を国家廃棄物管理戦略と計画に取り込み、実施する	• 本戦略と行動計画を国家廃棄物管理戦略と計画に取り込む。 • 本戦略と行動を実施するのに必要な資金、外国支援を獲得する。 • 行動計画を実施する。	水利環境保護省、他関連省	✔	✔	2003 2004 から 2008
A2. 廃棄物法に示されている分野別計画と戦略の策定	• 廃棄物法（Law426）に示されている分野別計画と戦略の策定（これは環境行動計画（NEAP）と廃棄物管理国家戦略と計画を支援するために必要である。）	水利環境保護省	✔		2004 から 2007
A3. 廃棄物管理国家戦略と行動計画の見直し	• 廃棄物枠組み法 426 に基づき「廃棄物管理国家戦略と行動」の実施、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ、見直しなどの責務を持つ組織（ｽﾃｱﾘﾝｸﾞｺﾐﾃｨ）を設立する。 • 国、地域地方のそれぞれのﾚﾍﾞﾙの代表を含むﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟを設立する。 • ｽﾃｱﾘﾝｸﾞｺﾐﾃｨに対し活動や対策の実施状況およびﾊﾟｰﾌｫｰﾏﾝｽｲﾝﾃﾞｨｹｰﾀｰを示す。 • 有害廃棄物に関する EU の提案をﾓﾆﾀｰし有害廃棄物管理戦略と行動計画にそれらを反映し随時修正を行う。	水利環境保護省			2003 から 2007
B. 法と EU との調和と情報ｼｽﾃﾑ					
B1. 2 次的な法律（実施規則）の作成	• 廃棄物枠組み法に関する法律に従い、有害廃棄物管理に必要な規則、基準を作成し承認する。	水利環境保護省	✔		2004 から 2005
B2. 法律を支持するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝの作成	有害廃棄物に関連した法律を支持するために以下に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを作成する。 • ﾗｲｾﾝｽ、ｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝ、施行手続き • 廃棄物の発生抑制、ﾘｻｲｸﾘﾝｸﾞ • 環境的に良い処分 • ｶｳﾝﾃｨと地域ﾚﾍﾞﾙの有害廃棄物管理計画	水利環境保護省	✔		2004 から 2005
C. 行政とその能力向上					
C1. 国家有害廃棄物ﾃﾞｰﾀｼｽﾃﾑの構築	• 有害廃棄物の判別と分類のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを JICA のﾄﾞﾗﾌﾄｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを基に発行する • 書き込みﾃﾞｰﾀをより正確にするため、企業の廃棄物ﾃﾞｰﾀﾌｫｰﾏｯﾄを改善する • 上記のｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝとﾃﾞｰﾀﾌｫｰﾏｯﾄをｾﾐﾅｰなどを通じて地方環境保護署 および企業に配布する。	水利環境保護省			2003 から 2004
C2. 国家廃棄物管理情報システム (WMIS)の開発	• WMIS 開発のためのｺﾝｾﾌﾟﾄおよび TOR を作成する。 • WMIS.詳細計画の立案 • ｼｽﾃﾑ運転ﾏﾆｭｱﾙ作成 • 必要機材とｿﾌﾄｳｪｱの調達 • ｼｽﾃﾑの試運転 • ｼｽﾃﾑ設置と訓練 • ﾃﾞｰﾀ入力と報告	水利環境保護省 地方環境保護署	✔	✔	2003 から 2005

目的	必要な行動	行動主体	法的措置の必要性	技術支援の必要性	行動の時期
C3. 企業廃棄物管理計画提出を環境許可付与条件とする	• JICA 調査で提案したｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを参照し、企業廃棄物管理計画ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを策定し、地方環境保護署および企業に配布する。 • 同計画の策定と提出を企業に求める。.	水利環境保護省 地方環境保護署、企業	✔		2003 から 2004
C4. 廃棄物管理の諸側面の進歩推進のための協会の設立	• 廃棄物管理に関して現実的な改善案、適用技術のを検討する。 • 有害廃棄物管理についてﾜｰｸｼｮｯﾌﾟやﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ、意識啓蒙を行う。	水利環境保護省			2004
D. 環境規制の実施					
D1. 現在の廃棄物貯蔵場所、処分場の状態の違法性、合法性をチェックする	• 廃棄物貯蔵場所、処分場の違法性、合法性をﾁｪｯｸするための実践的なﾏﾆｭｱﾙを作る。 • 貯蔵場所、処分場を同定するためのﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを作り、それを地方環境保護署の通常のｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝに取り込む • 違法性、合法性ﾁｪｯｸの実施 • 貯蔵場所、処分場の改善ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ作成	水利環境保護省			2003 から 2005
D2. 廃棄物排出企業内の既存処理施設の再稼動	• 企業内処理施設を保有しているが利用していない企業に再稼動を強制させるためのｶﾞｲﾄﾞを 地方環境保護署 向けに作成する。 • 上記遊休施設を同定するためのﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを作り、それを地方環境保護署の通常のｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝに取り込む • 地方環境保護署は遊休施設保有企業に対して再運転までの計画（ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ）の策定を求める	水利環境保護省, 工業資源省、 企業			2004 から 2006
D3. 政府とﾓﾃﾞﾙ工場の間の環境保全／公害防止に関するﾓﾃﾞﾙ自主協定	• モデル対象企業の選定 • 選定された企業と政府（中央または地方）の間で結ぶモデル自主協定の作成 • 自主協定には環境管理目標、ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ、協定違反の際の罰則、公害管理責任者の役割を入れる • 協定の利点を広報し、他の企業による公害防止協定締結を奨励する。	水利環境保護省, 工業資源省、 企業		✔	2003 から 2004
D4. 地方環境保護署の能力強化	• ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾆｰｽﾞを評価する。 • ｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝに関するﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ、ﾏﾆｭｱﾙ類の作成 • 全地方環境保護署のｲﾝｽﾍﾟｸﾀｰのために 2 週間ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞｺｰｽを開催する。 • 既存のﾄﾚｰﾆﾝｸﾞの継続	水利環境保護省	✔	✔	2003 から 2005
D5. 法律違反の罰則規定と罰金の見直し	• 技術支援のための仕様書の作成 • ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ入札、調査の実施 • 法律違反の罰則規定と罰金の見直し	水利環境保護省	✔	✔	2004 から 2005
D6. 地方環境保護署の増員ﾆｰｽﾞと評価方法（指標）の見直し（D7 と調整）	• 地方環境保護署職員の業務内容と責任の法律面からの分析 • 業務項目の優先度付けと能力指標の見直し • 業務遂行に必要な時間の見直しとそれに基づく人員増強の必要性評価 • 必要な予算措置、増員、ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞ	水利環境保護省	✔	✔	2003 から 2004
D7. ROF(職務規定)および廃棄物ｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝに関する省令の見直し（D6 と関連する）541/2000	• 地方環境保護署の廃棄物ｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝ能力強化を目指し、地方環境保護署の業務内容と責任を見直す。 • ﾊﾟｲﾛｯﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ 4 を通じて提案したｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝﾚﾎﾟｰﾄ様式を参照してｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝﾚﾎﾟｰﾄ様式を修正し、それにより廃棄物ーとりわけ有害廃棄物についての記述内容を豊富にする。 • 上記の結果を踏まえ省令 541/2000 を修正する。 • 新しい任務遂行についてﾄﾚｰﾆﾝｸﾞを行う。	水利環境保護省	✔	✔	2003 から 2004

目的	必要な行動	行動主体	法的措置の必要性	技術支援の必要性	行動の時期
E. 発生抑制					
E1. 特定業種における廃棄物の発生抑制と廃棄物処理改善の普及	• 金属加工工程を持つすべての企業のﾘｽﾄを作成する（これには化学製品供給事業者のﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ情報を利用する）。 • いくつかの地域で金属加工産改善のﾃﾞﾓﾝｽﾄﾚｰｼｮﾝ・ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを実施する。 • 各地域で良好な慣行を普及させるためのﾜｰｸショップを開催する。	工業資源省、企業		✔	2004から2006
E2. 公害発生抑制のための工場内実践的ｱﾌﾟﾛｰﾁの普及	• いくつかの企業でIPPC（産業公害抑制／防止）ﾃﾞﾓﾝｽﾄﾚｰｼｮﾝﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを実施する。 • これらﾊﾟｲﾛｯﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄがもたらした効果（環境面および生産効率面）をﾊﾟｲﾛｯﾄﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ参加企業と共同で評価し、更なる普及に役立つデータを整理する。 • E1とE2のﾃﾞﾓﾝｽﾄﾚｰｼｮﾝﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄに基づいて増幅要因及び阻害要因とそれを克服する方法を明らかにする。 • 他の産業部門にもIPPCを普及させるための実践的な戦略を立案する。	工業資源省、企業		✔	2004から2006
E3. 化学工業界および石油化学工業界へのﾚｽﾎﾟﾝｼﾞﾌﾞﾙｹｱｰ思想および「自主的環境管理」の普及	• 化学工業界及び石油化学工業界の主要企業のﾘｽﾄを作る（これにはFEPACHIMを利用する）。 • 各地域でﾃﾞﾓﾝｽﾄﾚｰｼｮﾝﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄを実施する。 • 各地域で普及のためのﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを開催する。	工業資源省、企業		✔	2003から2005
E4. 特定の有害化学物質の使用禁止および段階的使用禁止	• National Agency for Dangerous Substances and Preparations (ADSP)およびFEPACHIMを使って調査を実施する。 • 必要な法律を作る。	水利環境保護省、工業資源省	✔	✔	2003から2004
F. ﾘｻｲｸﾘﾝｸﾞ					
F1. 有害廃棄物監査導入の促進	• 有害廃棄物排出企業向けの有害廃棄物監査の実践的なﾏﾆｭｱﾙを作成する。 • 計画立案、実施、報告の制度に関するﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを策定する。 • 主要な有害廃棄物排出者を対象とする情報ｾﾐﾅｰ、ﾜｰｸｼｮｯﾌﾟ、訓練講座を開催する。 • いくつかの企業において有害廃棄物監査を実施する。 • 有害廃棄物監査の良好な慣行について他の有害廃棄物排出者を対象とするﾜｰｸｼｮｯﾌﾟを開催する。 • 有害廃棄物監査を他の排出者にも普及する。	水利環境保護省、工業資源省、地方環境保護署、有害廃棄物排出者			2003から2005
F2. 既存精錬施設利用によるｵﾌｻｲﾄﾘｻｲｸﾘﾝｸﾞの促進	• 技術支援活動に関するTORを作成する。 • 技術支援の請負ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄを選定する。 • 事業ｺﾝｾﾌﾟﾄを立案する。 • ﾘｻｲｸﾙを実施する可能性のある事業者に対する包括的な支援対策を立案する。 • ﾌｨｰｼﾞﾋﾞﾘﾃｨｽﾀﾃﾞｨと概念設計を実施する。 • 詳細設計と施設開発。	工業資源省、非鉄金属精錬会社、潜在的ﾘｻｲｸﾙ業者、ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ			2003から2005

目的	必要な行動	行動主体	法的措置の必要性	技術支援の必要性	行動の時期
G. 処理処分					
G1. ｾﾒﾝﾄｷﾙﾝ利用による有害廃棄物の処理および熱利用の促進	• 有害廃棄物排出者を対象とする意識啓蒙のためのｾﾐﾅｰを開催する（廃棄物処理ｻｰﾋﾞｽに対する需要を創出／強化するため）。 • 廃油、酸性ﾀｰﾙ、その他有害廃棄物の違法な使用／処理を止めさせるための広報活動をﾃﾚﾋﾞその他のﾒﾃﾞｨｱを通じて行う。 • 廃油その他の有機廃棄物の不適切な使用者を見出すための計画を実施する。 • 廃棄物誘導燃料（WDF）ﾌﾟﾛﾄｺﾙによるｾﾒﾝﾄｷﾙﾝ燃焼ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝを立案する。 • EPI ｲﾝｽﾍﾟｸﾀｰに対して、廃油不正使用取締りに関する意識啓蒙を行う。（D3 における訓練の一部）。 • 主要な油性廃棄物排出者との間で（必要に応じて）廃油管理改善計画について合意する。 • 有害廃棄物を受け入れるｾﾒﾝﾄｷﾙﾝ施設を開発する。 • ｾﾒﾝﾄ工場での利用に焦点を当てて詳細な（ｾﾒﾝﾄ工場での処理対象）廃棄物調査を行う。 • 有害廃棄物を受け入れるための施設改善計画を審査する。 • 施設設計と施設開発。	工業資源省 水利環境保護省、企業	✔		2004
G2. 専用処理施設の開発促進（主として無機廃棄物処理を目的とした物理／化学処理および安定化のための処理装置を含む）	• 施設開発に興味と能力がありそうな会社を見つける（既存の廃棄物処理請負事業者の中から）。 • 有害廃棄物排出者の意識啓蒙のためのｾﾐﾅｰを開催する。（G2 目的も兼ねる） • 廃棄物処理企業の意識啓蒙のためのｾﾐﾅｰを開催する。（G2 目的も兼ねる） • 可能性ある処理施設開発者に対する包括的な支援対策を立案する（経済的手段を含む）。 • 処理施設を二つの地域で開発する事業のｺﾝｾﾌﾟﾄ／ﾌｨｰｼﾞﾋﾞﾘﾃｨﾚﾎﾟｰﾄ及び概念設計を作成する。 • 施設の詳細設計と開発、EIA の許認可。 • 施設の運転開始	工業資源省、 企業		✔	2003 から 2005
G3. 有害廃棄物の埋め立て処分場の開発	• ﾌｨｰｼﾞﾋﾞﾘﾃｨｽﾀﾃﾞｨの TOR を作成する。 • 有害廃棄物排出者の意識啓蒙のためのｾﾐﾅｰを開催する。（G1,G2 目的も兼ねて） • ﾌｨｰｼﾞﾋﾞﾘﾃｨｽﾀﾃﾞｨを実施する。 • 新規の埋立地（又は有害廃棄物処理専用区画を持てる既存の埋立地）の選定。 • 新規の埋立地（又は既存の埋立地専用区画）の開発開始。	水利環境保護省, 工業資源省 (注 1 参照)		✔	2004 から 2007
G4. 医療廃棄物焼却施設の開発	• 現在 ICIM により実施中のﾌｨｰｼﾞﾋﾞﾘﾃｨ調査を完了する。 • その調査の提言を実施する。 • 医療廃棄物焼却施設を運転する。	保健家族省, ICIM、開発者 (注 1 参照)	✔	✔	2003 から 2007
G5. PCB 廃棄物処理オプション評価（政令 173/2000 の実施）	• 技術支援に関する TOR を作成する。 • PCB 廃棄物データの検証を、限定的訪問調査及び大気中の PCB 濃度の試料採取と測定により行う。 • （PCB 類は環境と人体の健康に対して非常に大きなリスクを及ぼす。ﾙｰﾏﾆｱには相当量の PCB が残存している。この問題はリスクを定量化するためにもっと明確化する必要があり、G6 の「老朽化した」農薬と同様にこの問題は専門的な性格を持つので技術支援の必要があろう。）	水利環境保護省	✔	✔	2004 から 2005
G6. 廃農薬処理	• 廃農薬の処理についての EU の Phare 2002 プロジェクトを実施する。	農業省、水利環境保護省		✔	2003 から 2006

目的	必要な行動	行動主体	法的措置の必要性	技術支援の必要性	行動の時期
H. 歴史的廃棄物および有害廃棄物貯蔵サイトの管理					
H1　歴史的汚染サイト対策策定のための法的行政的行動	• 歴史的汚染ｻｲﾄ（大量の歴史的廃棄物が貯蔵、堆積されているｻｲﾄ）管理に関する省令を制定する。 • 水利環境保護省内に汚染ｻｲﾄ担当者を任命する。 • 汚染ｻｲﾄを管轄する国ﾚﾍﾞﾙのﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟを設置する。 • 地方自治体の責務を明確にする。 • 汚染ｻｲﾄ登録を管理する。 • 汚染ｻｲﾄの調査と修復に関する計画承認ﾌﾟﾛｾｽを明確にする。 • 政府決定 118/2002 で求められる行動ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑの実施計画を作成する。 • 汚染ｻｲﾄ浄化に必要な資金の捻出方法を検討する。	水利環境保護省、ｶｳﾝﾃｨｰ政府	✔		2003 から 2005
H2　ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ構築、ﾃﾞｰﾀ普及、技術指針の整備及び意識啓蒙に向けた行動	• EPI は汚染ｻｲﾄの予備的ｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘｰを作成する。 • それに基づき水利環境保護省／ICIM は国ﾚﾍﾞﾙの汚染ｻｲﾄｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘｰを作成する。 • 汚染ｻｲﾄについて意識啓蒙を EPI ｽﾀｯﾌに対して行う。 • EPI は環境管理報告書や廃棄物管理報告書の中に汚染ｻｲﾄのｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘｰを含める。 • ｳｪﾌﾞｻｲﾄなどを通じて汚染ｻｲﾄ情報を市民に公開する。 • 汚染ｻｲﾄｲﾝﾍﾞﾝﾄﾘｰ策定ﾏﾆｭｱﾙを作る。 • 汚染サイト評価のためのﾏﾆｭｱﾙを作成する。	水利環境保護省、EPI			2003 から 2006
H3　修復手法の開発及び浄化ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの策定	• 事業者が所有する汚染ｻｲﾄの管理計画を事業者が作成する廃棄物管理計画の中に含めることを義務付ける。 • 汚染ｻｲﾄ所有者に土壌や地下水への影響のﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞを行うことを義務付ける。 • 歴史的汚染ｻｲﾄのｲﾝｽﾍﾟｸｼｮﾝヲ EPI の定常活動に含める。 • EPI は自治体に対し重要な汚染ｻｲﾄについて調査と対策の実施を求める。対策には土地利用や水利用の制限などがあり得る。 • 水利環境保護省は汚染ｻｲﾄの国レベルの予備的なﾌﾟﾗｲｵﾘﾃｨﾘｽﾄを策定する。 • 水利環境保護省はｻｲﾄ浄化、修復のためのﾌｨｰｼﾞﾋﾞﾘﾃｨ調査を実施し、計画を作る。	水利環境保護省、EPI			2003 から 2004
I. 有害廃棄物処理ﾋﾞｼﾞﾈｽの開発	•				
I1.　有害廃棄物処理ﾋﾞｼﾞﾈｽの開発（I2 と関連）	• 有害廃棄物管理（輸送、貯蔵、処理、回収、埋立）の事業について可能性ある開発者を特定する。 • 有害廃棄物排出者の意識啓蒙のため G1、G2、G3 で提案したｾﾐﾅｰを利用する（有害廃棄物処理ｻｰﾋﾞｽに対する需要を創出／強化するため）。 • この種の事業の育成に対する阻害要因を特定するため G1、G2、G3 で提案したｾﾐﾅｰを利用する。 • これらｻｰﾋﾞｽの開始を容易にする上での阻害要因を除去する。	工業資源省	✔	✔	2004 から
I2.　有害廃棄物運搬ﾋﾞｼﾞﾈｽの推進	• 特に下記の諸問題に留意して、廃棄物の収集と輸送を可能とするのに必要なすべての法制、規格、規範、手引き書を立案、採択し実行に移す。 a.収集を待つ有害廃棄物の一時的貯蔵。 b.廃棄物の移動に関する注意義務。 c.廃棄物の移動に関する監督、監視、記録、報告のためのﾏﾆﾌｪｽﾄ制度。 d.車両の仕様と車両の運転。	水利環境保護省、公共事業運輸省	✔	✔	2003 から 2004

目的	必要な行動	行動主体	法的措置の必要性	技術支援の必要性	行動の時期
J. 工業近代化、公害発生抑制防止／CP のための資金供給ﾒｶﾆｽﾞﾑに関する F/S					
J1. 工業近代化、公害発生抑制防止／CP のための資金供給ﾒｶﾆｽﾞﾑに関する F/S	• 工業近代化および産業環境改善抑制と防止/産業公害（有害廃棄物処理を含む）に必要な資金の需要調査を行う。 • 既存の資金ﾒｶﾆｽﾞﾑと新しい制度的取組の必要性について検討する。 • 上記目的のための必要資金を供給するための新たな金融ｼｽﾃﾑについて調査し、勧告を行う。 • 事業の効果を高めるための資金的、制度的、技術的な必要条件を明らかにする。	工業資源省、公共財務省、水利環境保護省		✔	2003 から 2004

水利環境保護省　：　Ministry of Waters and Environmental Protection（水利環境保護省）
工業資源省　：　Ministry of Industry and Resources（MIR）
保健家族省　：　Ministry of Health and Family（MHF）
農業、食料、森林省　：　Ministry of Agriculture, Food and Forestry（農業食料森林省）
公共財務省　：　Ministry of Public Finance（MPF）

注 1：　ここで言うアクターは施設開発行動を起させる措置や政策を決定する者を指す。それは一般的には政府の省庁である。施設開発行動は他者により行われる。

9.4 各行動計画の概要

本セクションでは、前のセクションで述べた各行動計画の概要を述べる。

行動計画 A1 の概要

1. 目的･名称	A1. 国家有害廃棄物戦略および行動計画の採択および実施		
2. 実施主体	水利環境保護省、その他省庁、政府、企業		
3. 活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	● 広報、コンサルテーション、普及		2003
	● 支援法令の承認と公布		2003
	● 予算確保		2003-2005
	● 実施		2003-2008
4. 技術支援の必要性	不要		
5. 行動期間	2003-2008		
6. 概算費用	N/A		
7. 費用の詳細	N/A		

行動計画 A2 の概要

1. 目的･名称	A2. 環境行動計画（NEAP）及び国家廃棄物管理計画を支援するための、廃棄物法 426/2001 法に記載されている「分野別戦略･計画」の策定及び実施		
2. 実施主体	水利環境保護省及びその他省庁		
3. 活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	● 医療廃棄物に関して、廃棄物法に適合させる	保健家族省	2004~2007
	● 様々な種類の産業廃棄物管理、及び、環境修繕に関して、廃棄物法に適合	MoIR	2004~2007
	● 運搬及び附属する活動を含む廃棄物管理に関して、廃棄物法に適合	公共事業運輸省	2004~2007
	● 農業及び食料品産業から発生する廃棄物の管理に関して、廃棄物法に適合	農業食料森林省	2004~2007
	● 軍事分野において発生する廃棄物の管理に関して、廃棄物法に適合	国防省	2004~2007
4. 技術支援の必要性	本セクションでは必要ないが、専門家が必要な分野においては有益		
5. 行動期間	2004 ～ 2007		
6. 概算費用	N/A		
7. 費用の詳細	将来作成される TOR による		

行動計画 A3 の概要

1.　目的･名称	A3. 廃棄物法 426/2001 法、また、更新された環境行動計画（NEAP）、持続可能な発展の為のルーマニア戦略に従い、国レベルにおける戦略･計画をレビュー（5 年毎）		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 426/2001 法の下で責任が明記されている組織をベースとして、国、地域、地元代表者からなる運営委員会[SC]及び作業グループ[WG]を設置。これらは戦略･計画の確実な実施、監視、レビューに対しての責任を負う	水利環境保護省	2004
	• 有害廃棄物に関する作業グループの設置	SC	2004
	• SC への報告及びレビュー: 実施された活動及び対策、パフォーマンス指標	WG	2004 から毎年
	• 産業及び有害廃棄物管理戦略･計画と関係がある廃棄物管理に関する EU 提案に注視	WG	継続的
	• 有害廃棄物管理･計画のレビュー及び改定版の発行	SC & WG	2006
	• 改定された有害廃棄物管理計画のレビュー及び発行	水利環境保護省	2007
4.　技術支援の必要性	援助の可能性。専門的要素を含むため、技術援助が有益。		
5.　行動期間	2004 ～ 2007 及び継続		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	将来作成される TOR による		

行動計画 B1 の概要

1.　目的･名称	B1. 廃棄物法 426/2001 法を含む廃棄物法令の規定に従い、有害廃棄物管理に関する全ての 2 次法令の完成及び承認		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 支援法令･基準･規範作成のため、廃棄物関連法の要求事項を分析する		2004
	• 法令及びリスク基準を踏まえて、タスクの優先化。作業プログラムの作成及び起草者の特定		2004
	• 再委託のための TOR の設定、及び作業プログラム、監視、レビューの実施		2004
	• アウトプットの採用及び実施		2004
4.　技術支援の必要性	これら活動は、更なる技術援助を必要としない。また、継続中の水利環境保護省法プログラムに統合されるべきである。		
5.　行動期間	2004 ～ 2005		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 B2 の概要

1.　目的･名称	B2. 有害廃棄物法令を支援するための技術ガイドラインの作成		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 法令を支援するガイダンスのため、全ての廃棄物関連法の要求事項の分析		
	• 法令及びリスク必要性評価に従い、任務の優先化。作業プログラムの作成及び起草者の特定		
	• 再委託のための TOR の設定、作業プログラム、監視、レビューの実施		
	• 研修プログラムに対する支援の提供及び普及		
次の項目は、この行動計画を達成するために必要な最低限の事柄	• 許可証、検査、施行の手続き • 有害廃棄物の正確な識別、分別、報告 • 環境保全上適切な廃棄物抑制、リサイクル、再利用 • 環境保全上適切な処分 • 廃棄物発生事業者による有害廃棄物管理計画の策定 • 郡･地域レベルにおける有害廃棄物管理計画の策定		
4.　技術支援の必要性	専門家的要素を含むため、技術援助が有益。現在継続中の EPI 必要性評価及び研修プログラムに統合されるべきである。		
5.　行動期間	2004 ～ 2005		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	将来作成される TOR による		

行動計画 C1 の概要

1.　目的･名称	C1. 国家有害廃棄物データ管理システムの整備		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• JICA プロジェクトの提言に基づき、廃棄物の識別･分別に関するガイドラインの発行		2003
	• 企業のデータ書式を改善し、次の区別を明らかにする : 廃棄物の流れと貯蔵、有害と無害の廃棄物、外部へ搬出される廃棄物と内部処理される廃棄物。		2004
	• 地域セミナーを通じ、上記ガイドライン及び新しいデータ書式の地方環境保護署及び企業への普及		2004
C2 を参照	• 行動計画 C2 と統合		2004
4.　技術支援の必要性	この活動は、更なる技術援助を必要としない。JICA プロジェクトが提案するガイドラインを第 2 巻アネックス 1 に記載。		
5.　行動期間	2003 ～ 2004		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 C2 の概要

1.　目的･名称	C2. 国家廃棄物管理情報システム(WMIS)の整備		
2.　実施主体	水利環境保護省、 地方環境保護署、コンサルタント		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• WMIS 整備のコンセプト及び TOR の作成	水利環境保護省	2003 年 第3四半期
	• 実現可能性調査（F/S）を実施するコンサルタントの選定	水利環境保護省	2003 年 第4四半期
	• WMIS の詳細設計の準備	デベロッパー	2004 年 第1四半期
	• 適用方法の開発	デベロッパー	2004 年 第3四半期
	• ハード及びソフトウェアの調達	デベロッパー	2004 年 第3四半期
	• システムのテスト及び完成	デベロッパー	2004 年 第4四半期
	• 導入及び研修	デベロッパー	2005 年 第1四半期
	• 初期のデータ入力報告	地方環境保護署 / 水利環境保護省	2005 年 第2四半期
4.　技術支援の必要性	援助の可能性： 概念設計から導入･研修に至るまで､全ての段階で外国からの技術援助が有益。 背景及び必要性： 良好な計画策定は、良い情報の確保にかかっている。更に WMIS は、効果的な規制･管理を実施する上で価値のある支援ツールである。WMIS は国レベル及び地域レベルの機能を持ち､中央からの管理･支援を可能にするインターネット機能を持たせることもできる。 このシステムにより、将来ルーマニアが負う有害廃棄物の EU への報告義務を満たすことも可能である。 ルーマニアには技術提供が可能なコンサルタント･技術サプライヤーが存在しているが、適用設計や開発には経験を積んだ技術援助が必要な専門的活動となる。		
5.　行動期間	2003 ～ 2005		
6.　概算費用	約 US$ 1,200,000 ＋管理費用		
7.　費用の詳細	1. 概念設計、詳細設計及び適用方法開発　＝　US$ 800,000 （外国人コンサルタントと地元プログラム開発者の協力） 2. ハードウェア調達　＝　US$ 300,000 3. システムソフトウェア　＝　US$ 50,000. 4. 導入及び研修　＝　US$ 50,000. 5. インターネットサーバー及びクライアントシステムのメンテナンスにかかる運営コスト		

行動計画 C3 の概要

1.　目的･名称	C3. 運営許可を得るために企業が当局に提出する情報に、廃棄物管理計画を追加するように修正		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• JICA プロジェクトの提言に従い、企業が廃棄物管理計画を立案する際のガイダンスを準備、地方環境保護署へ供与		2003
B2 を参照	• 法令の改定及び発布		
	• 企業に対して廃棄物管理計画を提出することを求める	地方環境保護署&企業	2004
4.　技術支援の必要性	更なる技術援助を必要としない。JICA プロジェクトが提案するガイドラインを第 2 巻アネックス 2 に記載。		
5.　行動期間	2003～2004		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 C4 の概要

1.　目的･名称	C4. 環境保全のため、廃棄物管理の科学･技術･実用面における進展のためのフォーラム（連合）を設置。教育･研修･研究･廃棄物管理に関する知識の普及		
2.　実施主体	水利環境保護省がフォーラムを推進させる主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 他の国レベルの組織及び国際組織と比較し、目的の確認と TOR 及び構造的要求条件を設定		
	• 既存組織の構造及び状況を見直し、新しい組織を作るか既存組織を改善するかを決定		
	• 組織開発計画の策定及び実施	連合(Federation)	
4.　技術支援の必要性	更なる技術援助を必要としない。		
5.　行動期間	2004		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 D1 の概要

1.　目的･名称	D1. 既存の産業廃棄物保管場所、処理、廃棄サイトが合法であるか違法であるかを調査		
2.　実施主体	水利環境保護省, 地方環境保護署		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 地方環境保護署に対して､既存の保管･貯蔵サイトが合法･違法であるか識別するための実用的ガイドラインを準備	水利環境保護省	2003年第4四半期
	• 通常の検査活動に統合したサイト確認のためのプログラムを設置	地方環境保護署	2004年第1四半期
	• 地方環境保護署がサイト検査を実施し、合法･違法かを調査。合法の状態にする。	地方環境保護署	2004年第2四半期、継続
	• 適切な管理下に置くため、使用中のサイトをアップグレードするプログラムを策定	地方環境保護署	2004年第3四半期継続
	• サイト所有者／経営者との「コンプライアンスプログラム」に合意	地方環境保護署	2004年第4四半期
	• サイト所有者／経営者に対し、「コンプライアンスプログラム」を課す	地方環境保護署	2005年第1四半期
	• コンプライアンスの監視、必要な場合は執行の実施	地方環境保護署	継続的
4.　技術支援の必要性	更なる技術援助は必要としない。通常の EPI 検査活動に統合指されるべき。		
5.　行動期間	2003 ～ 2005		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 D2 の概要

1.　目的･名称	D2. 既存のオンサイト廃棄物処理施設の再稼動、又は、基準を満たす施設へのアップグレード		
2.　実施主体	水利環境保護省,、工業資源省、企業、地方環境保護署		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 地方環境保護署がオンサイト処理施設の再稼動を強制する為のガイドラインを準備	水利環境保護省	2004年第1四半期
	• このような施設を見出すための活動をEPIの定常活動として行う。	地方環境保護署	2004年第2四半期
	• 不適正な処理施設を特定する。	地方環境保護署	継続的(大規模施設 : 2005年第2四半期まで)
	• 処理施設･設備を再稼動、修理、アップグレード、交換に必要な「コンプライアンスプログラム」を開発	地方環境保護署	2005年第4四半期継続
	• サイト所有者／経営者に対し、「コンプライアンスプログラム」を課す	地方環境保護署	2006年第1四半期継続
	• コンプライアンスの進展に対するレビュー／プログラムの修正	地方環境保護署	毎年
	• 不適合施設の閉鎖	地方環境保護署	必要な場合に継続
焼却炉など、EU 基準を満たすための施設のアップグレードに関する期限は、政府が策定したプログラムに従うべきである。			
4.　技術支援の必要性	外国からの技術援助は必要としない。通常の EPI 検査活動に統合指されるべきである。		
5.　行動期間	2004 ～ 2006		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 D3 の概要

1.　目的･名称	D3. 自主協定モデル		
2.　実施主体	水利環境保護省, 工業資源省、企業		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	● 現在或は比較的短期間の内に、クリーンプロダクション技術を利用して、有害廃棄物を処分･処理･削減のモデルとなり得る一つ或はそれ以上の企業を特定	水利環境保護省 & 工業資源省	2003年 第4四半期
	● 日本及び EU における類似した合意をベースとし、対象企業と当局（地元レベルの政府或は国家レベルの省庁）との法的合意のフォームを開発。	水利環境保護省 & 工業資源省	2004年 第2四半期
	● 合意には、有害廃棄物基準のレベルや質、管理テクニック、任意の検査に関する項目、不適合の場合の罰則などについて正確な目標が含まれるべきである。そのような目標及び状況は、最低でも国家基準、可能である場合はそれ以上に設定されるべきである。	水利環境保護省 & 工業資源省	2004年 第2四半期
	● 自主協定のシステムは､効果的･近代的な管理方法であり、また商業利益も大きいことが広く報道されるべきである。また、ルーマニアの企業で広く普及すべき。自主協定は公害防止全般に拡大されるべきである	水利環境保護省 & 工業資源省	Q3 2004
4.　技術支援の必要性	特に必要としない。 参考ウェブサイト：http://reports.eea.eu.int/92-9167052-9		
5.　行動期間	2003～4		
6.　概算費用	最低限		
7.　費用の詳細			

行動計画 D4 の概要

1. 目的･名称	D4. 地方環境保護署のインスペクション能力強化		
2. 実施主体	水利環境保護省、地方環境保護署、コンサルタント		
3. 活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 検査強化技術援助のための TOR 開発	水利環境保護省	2003年 第3四半期
	• 実現可能性調査(F/S)を実施するコンサルタントの選定	水利環境保護省	2003年 第4四半期
	• 研修ニーズ評価の実施	水利環境保護省/ コンサルタント	2004年 第1四半期
	• 検査マニュアル/ハンドブック、関連する研修資料の作成	コンサルタント/ 水利環境保護省/ 地方環境保護署	2004年 第2四半期
	• 全ての EPI 検査官を対象とした 2 週間研修コースの設置	コンサルタント/ 水利環境保護省	2004年 第3四半期 継続
	• 作成された資料/強化された能力を活用した研修の実施	水利環境保護省/ 地方環境保護署	2004年 第4四半期 継続
4. 技術支援の必要性	援助の可能性 全ての活動において外国からの技術援助が必要 背景及び必要性： 検査官のマニュアル/手引き及び研修は、規制/管理システムの実施の効果を大きく改善する。効果的実施が、産業界における環境指標を改善させる鍵である。 規制制度及び研修の実施経験を有する外国のコンサルタントは、地元コンサルタントと協力し効果的ハンドブック及び研修資料を作成する必要がある。 研修を実施するため地元コンサルタントと協力している外国のコンサルタントは、支援を受けていない地元コンサルタントによる現在進行中の要求事項に対する能力開発を実施。		
5. 行動期間	2003 ～ 2004		
6. 概算費用	合計 US$ 820,000		
7. 費用の詳細	1. 外国人コンサルタント料 US$ 25,000/人月 × 4 人 × 4 ヶ月 = US$ 400,000 US$ 25,000/人月 × 3 人 × 1 ヶ月 = US$ 75,000 2. ルーマニア人コンサルタント料 US$ 2,000 人月 × 4 人 × 6 ヶ月 = US$ 48,000 3. 渡航費、日当、管理費= US$ 150,000 4. 研修会場･資材費= US$ 72,000 5. 研修コース出席の支援及び国内旅費= US$ 75,000		

行動計画 D5 の概要

1.　目的･名称	D5. ノンコンプライアンスに対する罰則規定の見直し		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	● 技術支援のための TOR 開発		
	● 入札、コンサルタント調達、プロジェクト実施		
	● 法令の改定及び承認		
4.　技術支援の必要性	緊急に取り組む必要がある問題であるため、技術援助が有益。TOR は、本課題に関する過去のプロジェクト、他の EU 経験、費用回収の原則、インフレ指数、汚染修復費用などを考慮する必要がある。また、より強固な施行政策のためには、組織改善が必要となる。		
5.　行動期間	2004 ～ 2005		
6.　概算費用	US$ 250,000 ～ 350,000		
7.　費用の詳細	18 ヶ月（外国人専門家：9 ヶ月、ルーマニア人専門家：15 ヶ月）		

行動計画 D6 の概要

1.　目的･名称	D6. EPI の廃棄物管理スタッフの要件及びパフォーマンス指標の見直し（D7 と関連）		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	● 任務及び責務の法的分析		
	● 優先的ニーズ及びパフォーマンス指標の設定のため、活動をレビュー		
	● 全ての活動の実施に要する時間ならびに人員配置の評価		
	● 予算申請、人員募集、新規スタッフに対する研修		
4.　技術支援の必要性	援助が可能。専門家的項目であるためと水利環境保護省は EU 廃棄物指令を緊急に実施する必要があるために技術支援が有益である。この活動は、次のプロジェクトに関連している：Phare 2000 Phare Project RO 0006.14.03、地方環境保護検査官（地方(County)環境保護署）の能力強化にかかる技術援助、地域環境保護検査官（Regional（R）地域環境保護署）の育成。		
5.　行動期間	2003 ～ 2004		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	調査項目（terms of reference）に従う		

行動計画 E1 の概要

<table>
<tr><td>1.　目的･名称</td><td colspan="3">E1. 特定の業種において、廃棄物抑制の普及と処理の改善</td></tr>
<tr><td>2.　実施主体</td><td colspan="3">工業資源省、企業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3.　活動/ 詳細</td><td>活　　動</td><td>主体</td><td>目標</td></tr>
<tr><td>• 金属表面処理工程を有する全ての企業を特定（化学物質サプライヤーのマーケティング情報を活用）</td><td></td><td>2004年
第1四半期</td></tr>
<tr><td>• 各地域において、金属表面処理企業での実証プロジェクトを実施</td><td></td><td>2004年
第4四半期</td></tr>
<tr><td>• 良好な行動を普及させるため、各地域でワークショップを組織</td><td></td><td>2006年
第1四半期</td></tr>
<tr><td>4.　技術支援の必要性</td><td colspan="3">必要物
次の事柄に外国からの技術援助が必要である：
1.　廃棄物防止･処理を含む、総合廃棄物管理アプローチの普及
2.　ルーマニア人コンサルタント及び技術者に対する研修
3.　廃棄物管理設備業界の整備･推進

背景及び必要性
ルーマニアでは、排水処理など特定の事柄についてアドバイスを行うことができるコンサルタント或は技術サプライヤーは存在しているが、省エネルギー･節水を伴う公害防止（IPPC）の総合的アプローチについて計画･アドバイスする能力を有するコンサルタント等が殆どいない。
IPPC に関するガイドラインはインターネット上に多く存在して入るが、ルーマニアで IPPC に基づく行動を普及するためには、<u>ボトムアップ及び実質的なアプローチ</u>が必要となる。今回提案する援助では、本調査のパイロットプロジェクト 2 から得た経験に基づくアプローチを採用する。</td></tr>
<tr><td>5.　行動期間</td><td colspan="3">2004 ～ 2006</td></tr>
<tr><td>6.　概算費用</td><td colspan="3">約 US$ 1,500,000 + ルーマニアの管理費用</td></tr>
<tr><td>7.　費用の詳細</td><td colspan="3">1.　デモンストレーションの実施
2.　US$ 25,000/企業 × 20 企業 = US$ 500,000
3.　セミナー： US$3,000/セミナー × 5 セミナー = US$ 15,000
4.　外国人のコンサルタント料： US$25,000/人月 × 4 人 × 6 ヶ月 = US$ 600,000
5.　ルーマニア人のコンサルタント料： US$ 2,000 人月× 4 人 x 18 ヶ月 = US$ 144,000
6.　渡航費及び日当、管理費= US$ 241,000
5 の詳細： 移動：US$ 5,000/移動 × 4 人 × 5 移動/人 = US$ 100,000; 手当て：US$ 150/日 × 150 日/人 × 4 人 = US$ 90,000
その他： US$ 51,000</td></tr>
</table>

行動計画 E2 の概要

1. 目的･名称	E2. IPPC の普及のためのボトムアップ及び実践的アプローチの策定		
2. 実施主体	工業資源省、企業		
3. 活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 特定の企業において、IPPC デモンストレーションの実施		2004 年 第 1 四半期
	• 企業と協力し、環境影響を特定。また、既存の生産管理システムを活用･発展させ、IPPC が求めているように、資源の有効活用を実証し、また環境影響へ対処。		2004 年 第 4 四半期
	• E1 実証に基づき、障害とその障害を乗り越える起動源、方法を特定		2006 年 第 1 四半期
	• 特定の企業において、IPPC の普及に向けた実質的戦略を策定		
4. 技術支援の必要性	2004 ～ 2006		
5. 行動期間	約 US$ 1,500,000 + ルーマニアの管理費用		
6. 概算費用	1. デモンストレーションの実施 US$ 100,000/企業 × 5 企業 = US$ 500,000 2. セミナー： US$3,000/セミナー × 5 セミナー = US$ 15,000 3. 外国人のコンサルタント料： US$25,000/人月 × 4 人 × 6 ヶ月 = US$ 600,000 4. ルーマニア人のコンサルタント料: US$ 2,000 人月× 4 人× 18 ヶ月 = US$ 144,000 5. 渡航費、日当費、管理費= US$ 241,000 5 の詳細 ： 移動　：US$ 5,000/移動× 4 人 × 5 移動/人 = US$ 100,000; 手当て　：US$ 150/日 × 150 日/人 × 4 人 = US$ 90,000 その他　：US$ 51,000		

行動計画 E3 の概要

1.　目的･名称	E3. 化学及び石油化学業界に対し「レスポンシブル・ケア」及び「自主環境管理」を普及		
2.　実施主体	FEPACHIM 、企業、工業資源省		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 特定の化学企業に対し、レスポンシブル・ケアの準備活動の開始。報告書素案及びレスポンシブル・ケアの規定の準備	FEPACHIM 及び特定企業	2003 年 第 1 四半期
	• 国際レスポンシブル・ケア委員会（IRCC）への加入申請	FEPACHIM	2003 年 第 2 四半期
	• レスポンシブル・ケア活動のための初期資金の準備	工業資源省 又はドナー	2003 年 第 2~ 3 四半期
	• ルーマニア･レスポンシブル･ケア委員会の設置（RCCR）	FEPACHIM 及び特定企業	2003 年 第 4 四半期
	• 新しいメンバー企業に対する普及セミナー/ワークショップの準備及び案内	RCCR	2003 年 第 4 四半期 ～継続
	• 加盟企業における継続的レスポンシブル･ケア活動及び新規加入企業への案内	RCCR 及び加盟企業	2004 以降
	• 加盟企業の自己資金による全ての活動実施	RCCR 及び加盟企業	2004 又は 2005
4.　技術支援の必要性	初期段階において、外国からの FEPACHIM 及び加盟企業に対する技術/資金援助が有用である。CEFIC 及び JICA が一部の援助を行った。 背景及び必要性 化学業界における自主的活動は、有害廃棄物管理において重要である。世界的に見てレスポンシブル･ケアとはそのような活動である。中東欧諸国のうち､ルーマニアのみがレスポンシブル･ケアを開始していない国である。		
5.　行動期間	2003 ～ 継続		
6.　概算費用	US$ 148,000		
7.　費用の詳細	1. 始めの 2 年間は、FEPACHIM へ、後に RCCR 事務局の資金援助 US$2,000/月 × 24 ヶ月 = US$ 48,000 2. セミナー /ワークショップ･組織 US$3,000 × 10 回 = US$ 30,000 3. レスポンシブル･ケアの報告書･技術ドキュメント準備 (総額) US $ 20,000 4. 外国人コンサルタントからの技術援助(総額) US$50,000		

行動計画 E4 の概要

1.　目的･名称	E4. 有害化学物質管理の改善		
2.　実施主体	NAHCS(国家有害化学物質庁：National Agency of Hazardous Chemical and Substances), 工業資源省, 水利環境保護省, 産業界		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• NAHCS の初期の活動開始.	NAHCS, 工業資源省	2003 年 第 1 四半期
	• 有害物質に関する NAHCS 及び水利環境保護省における調整	NAHCS, 水利環境保護省	2003 年 第 2 四半期
	• （EU 規制によって規制されることになる）ルーマニア国内における有害化学･物質､関連製品の製造及び消費を明確化	NAHCS, 水利環境保護省	2003 年 第 2～ 3 四半期
	• 業界を対象にした有害化学･物質の管理に関する情報セミナー	NAHCS, 工業資源省 及び 水利環境保護省	2003 年 第 4 四半期
	• 産業界において、有害化学･物質の MSDS（化学物質安全データシート）及び登録制度の導入	NAHCS, 工業資源省, 水利環境保護省 産業界	2004 年
4.　技術支援の必要性	NAHCS を支援するため、外国からの援助は有益である。 背景及び必要性 有害廃棄物防止及び抑制の観点から､有害化学物質の管理は重要である。まず重要ことは、MSDS の活用などにより化学物質の管理を改善することである。これと関連し、工業資源省の元に NAHCS が設置された。		
5.　行動期間	2003 ～ 継続		
6.　概算費用	US$ 140,000		
7.　費用の詳細	1.　国から NAHCS に対する予算 US$ ？ 2.　セミナー/ワークショップ開催 US$3,000 × 30 times = US$ 90,000 3.　外国人コンサルタントによる技術援助 (総額) US$50,000		

行動計画 F1 の概要

1.　目的･名称	F1. 有害廃棄物監査の導入促進		
2.　実施主体	水利環境保護省, 工業資源省, 地方環境保護署, 有害廃棄物の主要発生事業者（PHWG)、有害廃棄物輩出企業		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 廃棄物発生事業者による有害廃棄物監査のための実用的マニュアルの作成	水利環境保護省/工業資源省	2003 年第 3 及び 4 四半期
	• 計画･実施･報告システムのプログラム策定	水利環境保護省/工業資源省	2003 年第 3 及び 4 四半期
	• 主要有害廃棄物発生事業者を対象とした情報セミナー、ワークショップ、研修の開催	水利環境保護省/工業資源省	2004 年第 1 及び 2 四半期
	• 有害廃棄物監査の実施	PHWG	2004 年第 3 四半期
	• その他の有害廃棄物発生事業者に対し、有害廃棄物監査の良好な実施のためのワークショップ開催	水利環境保護省/工業資源省	2004 年第 1 及び 2 四半期
	• その他発生事業者に対し、有害廃棄物監査の普及	水利環境保護省/工業資源省	2005 年
4.　技術支援の必要性	支援が必要 専門家による支援		
5.　行動期間	2003 ～ 2005		
6.　概算費用	US$ 230,000		
7.　費用の詳細	1.　外国人のコンサルタント料（専門家） US$ 25,000/人月　× 2 人 × 3 ヶ月 = US$ 150,000 2.　渡航費、日当、管理費　= US$ 60,000 3.　研修会場費及び施設費= US$ 10,000 4.　国内移動費及び研修参加費= US$ 10,000		

行動計画 F2 の概要

1. 目的･名称	F2. 既存の精錬所を利用したオフサイト･リサイクルの推進		
2. 実施主体	工業資源省, 特定の非鉄金属精錬所（潜在的リサイクル業者）、コンサルタント		
3. 活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 技術援助にかかる TOR 作成	工業資源省	2003 年 第 4 四半期
	• 技術援助委託業者の選定	工業資源省	2003 年 第 4 四半期
	• プロジェクト概念の形成	工業資源省/コンサルタント	2004 年 第 1 四半期
	• 潜在的リサイクル業者を援助するための支援対策パッケージの開発	工業資源省	2004 年 第 2 四半期
	• 実現可能性調査（F/S）の実施と概念設計	コンサルタント	2004 年 第 3～ 4 四半期
	• 施設の詳細設計及び開発	コンサルタント	2005 年 第 1～ 2 四半期
4. 技術支援の必要性	支援が必要		
5. 行動期間	2003 ～2005		
6. 概算費用	US$ 1 百万		
7. 費用の詳細	1. プロジェクト概念の開発 US$ 200,000 外国人コンサルタントからのインプット 6 人/月, 地元コンサルタントからのインプット 3 人/月, 移動, 手当て及び管理費 2. 実現可能性調査及び概念設計; US$ 400,000 外国人コンサルタントからのインプット 12 人/月, 地元コンサルタントからのインプット 6 人/月, 移動, 手当て及び管理費 3. 詳細設計; US$ 400,000 外国人コンサルタントからのインプット 12 人/月, 地元コンサルタントからのインプット 6 人/月, 移動, 手当て及び管理費		

行動計画 G1 の概要

1.　目的･名称	G1. セメントキルンにおける有害廃棄物の処理･熱再利用の推進		
2.　実施主体	水利環境保護省, 工業資源省, 地方環境保護署, セメント製造企業		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 有害廃棄物発生事業者を対象とした意識改善セミナーの開催（廃棄物処理サービスの需要創生/増加の為）	水利環境保護省 / 工業資源省	2004 年 第 2 四半期
	• 廃油、酸性タール（acid tar ）、その他有害廃棄物の違法使用･処理を止めることを目的としたテレビ･その他媒体による広告	水利環境保護省 in collaboration with cement industry	2004 年 第 4 四半期
	• 廃油及びその他有機系廃棄物の不適切な使用を特定するためのプログラムを実施	地方環境保護署	2004 年 第 4 四半期
	• 廃棄物固形化燃料（WDF）のプロトコルを含むセメントキルン焼却のガイドラインを作成	水利環境保護省	2004 年 第 4 四半期
	• 意識改善を通常の EPI 検査活動（D3 における研修の 1 要素）に統合	地方環境保護署	2004 年 第 3 四半期
	• 主要な油性廃棄物発生事業者に対し、（必要な場合）修正コンプライアンスプログラムの合意	地方環境保護署 / 水利環境保護省	2004 年 第 4 四半期
	• コンプライアンスプログラムの年間レビュー/施行	地方環境保護署 / 水利環境保護省	毎年
	有害廃棄物受入れのためセメントキルン施設の整備： • セメントプラントの利用に焦点を置いた発生事業者の詳細調査実施 • 有害廃棄物受入れのための施設改善計画の検討 • 施設の詳細設計及び建設		
4.　技術支援の必要性	必要としない。セメント企業からの協力のもと、水利環境保護省、工業資源省、地方環境保護署がこの活動を実施することができる。		
5.　行動期間	2004		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 G2 の概要

1.　目的･名称	G2. 専用処理施設（無機廃棄物の物理化学処理および安定化のための処理施設を中心とした施設）の整備推進		
2.　実施主体	水利環境保護省, 工業資源省, 地方環境保護署, 廃棄物処理業者, コンサルタント		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 技術援助活動に関する TOR 作成	水利環境保護省	2003 年 第 3 四半期
	• 潜在的な施設デベロッパーの見極め（既存の廃棄物管理委託業者の中から）	地方環境保護署 / 水利環境保護省	2003 年 第 3 四半期
	• 有害廃棄物発生事業者に対するセミナー開催：意識改善　G1 との連携で	水利環境保護省 / 工業資源省	2004 年 第 2 四半期
	• 技術援助委託業者の選定	水利環境保護省	2004 年 第 2 四半期
	• 潜在的なデベロッパーを援助するため支援対策パッケージを整備（経済的手法を含む）	水利環境保護省 / 工業資源省	2004 年 第 3 四半期
	• 二つの地域施設に対するプロジェクト概念及び実現可能性報告書、概念設計の作成	デベロッパー/ 地方環境保護署 (承認)	2004 年 第 3 四半期
	• 施設の詳細設計及び整備、EIAs、許可 /承認	デベロッパー/ 地方環境保護署 (許可証)	2005 年 第 3 四半期
	• 施設稼動.	デベロッパー	2005 年 第 4 四半期
4. 技術支援の必要性	例えば、始めの 2 施設の整備など、更なる技術援助が可能である。技術支援を模索する場合は、ニーズが確実であるため、単一の総合パッケージとして求めるべきである。 これまでの支援方法では、初期の技術援助は実現可能性調査（F/S）を実施し、その中で更なる援助を提案してきている。このような段階的アプローチは、大規模な国家レベルの施設建設の場合に適しているが、今回のような技術援助においては、時間がかかりすぎ、また、簡単･小規模･柔軟性のある地域施設の建設を対象とする場合には適さない。		
5. 行動期間	2003 ～ 2005		
6. 概算費用	US$ 8.5 百万		
7. 費用の詳細	1.　既存の廃棄物管理業者による始めの 2 施設を対象とした概念開発、実現可能性及び概念設計= US$ 240,000 (外国人コンサルタントからのインプット 6 人月, 地元コンサルタントからのインプット 6 人月, 移動, 日当、管理費). 2.　詳細設計段階における支援= US$ 160,000 (外国人コンサルタントからのインプット 4 人月, 地元コンサルタントからのインプット 4 人月, 移動, 日当、管理費). 3.　2 つの地域施設における詳細設計、建設及び稼動費= US$ 8,000,000. 4.　地域処理施設のメインテナンス費用 US$400,000／年（施設建設費の 5%）		

行動計画 G3 の概要

1.　目的･名称	G3. 有害廃棄物のための埋立処分場の整備		
2.　実施主体	水利環境保護省, 工業資源省 地方環境保護署, 廃棄物処理業者、コンサルタント		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 実現可能性調査（F/S）のための TOR 作成	水利環境保護省	2004 年 第 1 四半期
	• 有害廃棄物発生事業者を対象とした意識改善セミナーの開催（G1 及び G2 と連携）	水利環境保護省 / 工業資源省	2004 年 第 2 四半期
	• 実現可能性調査（F/S）を実施するコンサルタント選定	水利環境保護省	2004 年 第 2 四半期
	• 技術援助委託業者の選定	水利環境保護省	2004 年 第 3 四半期
	• 実現可能性調査（F/S）の実施及びセミナーの開催（G1 及び G2 と連携）	コンサルタント	2005 年 第 1 四半期
	• 埋立処分場の立地場所選定（又は、既設処分場の有害廃棄物専用セル選定）	水利環境保護省 / 地方環境保護署 / コンサルタント	2005 年 第 3 四半期
	• 埋立処分場（又は、既存サイトの専用セル）の建設開始	埋立処分場 運営事業者	2006 年 第 2 四半期
	• 埋立処分場の操業開始	埋立処分場 運営事業者	2007 年 第 1 四半期
4.　技術支援の必要性	例えば、最初の専用施設、或は、2 つの既設埋立処分場に有害廃棄物専用のセルを建設するなど、外国からの更なる技術援助が必要である。 技術援助は、初期の実現可能性調査（F/S）の形を取り、一つの専用施設を建設するか、又は、既存の 2 つの埋立施設に専用のセルを整備するか、について可能性を調査し、判定することができる。実現可能性調査の後、処分場立地の選定が続くことになる（これも技術援助の対象となる可能性がある）。		
5.　行動期間	2003 ～ 2004		
6.　概算費用	US$ 1,540,000 ～ US$ 3,040,000		
7.　費用の詳細	1. 実現可能性調査（F/S）及び概念設計= US$ 240,000 (外国人コンサルタントからのインプット 6 人月, 地元コンサルタントからのインプット 6 人月, 移動, 日当、管理費 2. 立地場所選定 = US$ 300,000 (外国人コンサルタントからのインプット 6 人月, 地元コンサルタントからのインプット 6 人月, 移動, 日当, 管理費 3. 2 箇所の地域処理施設に関する詳細設計、建設、稼動、= US$ 2,500,000 4. 2 箇所の既設処分場における専用セルの整備= US$ 1,000,000		

行動計画 G4 の概要

1.　目的･名称	G4. 医療廃棄物焼却施設の整備		
2.　実施主体	保健家族計画省、ICIM、開発者		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 現在 ICIM により実施中のフィージビリティ調査を完了する。	ICIM	2004 年 第 4 四半期
	• その調査の提言を実施する。	保健家族省	2004 年～ 2007 年
	• 医療廃棄物焼却施設を運転する。	開発者	2007 年 第 4 四半期
4.　技術支援の必要性	現在進行中のフィージビリティーの結果を予測するのは不適切あるが、医療廃棄物処理施設開発はパイロット的施設の開発のための技術支援により推進されうる。 医療廃棄物に関する利用可能なデータベースが無ければならない。またベルギープロジェクトで行われた病院でのごみ減量化の提言が実施されなければならない。 注）焼却はルーマニアの戦略に合致していると思われるが、焼却の妥当性については他の方法との比較検討の上、説明されなければならない。またどのような焼却技術が良いかどうか、最低の焼却施設容量、運転費用についての検討も必要である。		
5.　行動期間	2004 ～ 2007		
6.　概算費用	フィージビリティ調査の結果による		
7.　費用の詳細			

行動計画 G5 の概要

1.　目的･名称	G5. PCB 廃棄のオプション評価及び GD 173/2000 実施の支援		
2.　実施主体	水利環境保護省が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 技術援助のための TOR 作成		
	• サイト訪問、サンプル採取、PCB レベルの環境測定による特定の PCB 登録の確認		
	• 入札、コンサルタント調達、プロジェクト実施		
4.　技術支援の必要性	PCB は、環境及び人の健康に対し重大なリスクを有している。ルーマニアには相当量の PCB が存在している。リスクの正確な数値化が求められると同時に、廃農薬に関する行動計画 G6 と類似している専門分野であるため、外国からの技術援助は有益である。		
5.　行動期間	2004 ～ 2005		
6.　概算費用	US$ 250,000 ～ 350,000		
7.　費用の詳細	18 ヶ月（外国人専門家：9 ヶ月、+　ルーマニア人専門家：15 ヶ月）		

行動計画 G6 の概要

1.　目的･名称	G6. 使用されていない農薬の廃棄に関する EU Phare 2002 申請の実施		
2.　実施主体	農業食料森林省 が主な責務を負う		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 入札手続きの開始		2003年 第2四半期
	• プロジェクト実施		2003年 第4四半期
	• プロジェクト完了		2006年 第1四半期
4.　技術支援の必要性	Phare 2002 プロジェクトの申請に従う：ルーマニア国内における農薬残渣の再包装、収集/廃棄		
5.　行動期間	2003 ～ 2006		
6.　概算費用	4.8 百万ユーロ		
7.　費用の詳細	プロジェクトフィッシュ（Project Fiche）		

行動計画 H1 の概要

1.　目的･名称	H1 歴史的汚染サイト対策策定のための法的行政的行動		
2.　実施主体	水利環境保護省、カウンティー政府		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• MWEP は 2003 ～ 2004 年にかけて、歴史的汚染サイトに対する法的定義、所有･運営者責任、修復･浄化の状況、サイト管理責任、及びサイト修復決定等に係る省令を設定する。		
	• MWEP は 2004 年において、有害廃棄物管理課の中に汚染サイト担当者を配置する。		
	• MWEP は 2003 ～ 2004 年の間に、産業省、農業省、厚生省、ICIM、Apele Romane（水道国営公社）、水理･気象研究所、各 EPI などの政府機関の代表から成る汚染サイトに係るワーキンググループを設立する。		
	• ICIM は、全国的な汚染サイトに係るデータ管理及びインベントリー整備を行う。		
	• 地方行政における役割分担として、遺棄汚染サイトの調査･修復方法を計画する。都市行政局は、政令 162 で規定される閉鎖処分場の登録管理を含む、過去のごみ処分場等の台帳整備を行う。		
	• 優先的な要修復サイトであって責任者不在の場合には、MWEP が率先して調査･修復計画を推進する。		
	• EPI では汚染サイトの修復計画の承認権限を持ち、調査の実施管理及び修復実施における環境管理を司る。		
	• MWEP は、2003～2004 年 の間に政令 118 号（Decision 118/2002）で規定される行動計画の実施声明及びインベントリー 整備への貢献性について判定する。		
	• MWEP はインベントリー整備の後、遺棄サイトの修復･浄化への資金提供のためのスタディを始める。このスタディでは、Apele Romane が遺棄サイトの修復･浄化に対する資金提供を実施できるかどうかについて検討する必要がある。		
4.　技術支援の必要性	不要		
5.　行動期間	2003 ～2006 年		
6.　概算費用	ルーマニア国予算		
7.　費用の詳細	なし		

行動計画 H2 の概要

1.　目的･名称	H2. データベース構築、データ普及、技術指針の整備及び意識啓蒙に向けた行動		
2.　実施主体	水利環境保護省 及び EPI		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 各カウンティの EPI は、2004 ～2005 年の 2 年間で汚染サイトインベントリーを整備する。MWEP では、本調査のパイロットプロジェクト 4 において 提案されているインベントリー方式及び指針を整備する。（アルジェシ EPI では、PP4 においてインベントリー及び優先サイトを提案している）		
	• 全国的な汚染サイトのインベントリーは、MWEP のために ICIM によって整備及び管理されるべきである。全国インベントリーは 2005 年には､カウンティー単位インベントリーをもとに構築され、2005～2006 年に MWEP の技術指針のもとに集約整理される。インベントリー整備は、汚染サイトの調査･修復より優先されるべきである。		
	• MWEP は 2003 年の年次課題として、EPI に対する意識啓蒙活動を率先して行う。		
	• 歴史的汚染サイトに係る章立てを環境白書及び廃棄物管理計画書の中に設ける。各 EPI では、その環境年報の中で過去の廃棄物保管所、汚染レベル、地理的範囲、環境影響及び進行中の修復作業について触れる。2005 年からのルーマニア国環境白書においては、過去の廃棄物投棄に起因する土壌･地下水汚染の状況を報告する。		
	• 2005～2006 年における汚染関連データの統合整理の後、MWEP はそのホームページ上における情報公開を図る。		
	• MWEP は 2005 年には汚染サイトインベントリーに係る技術指針を提供し、汚染サイトの評価及び修復手法に関するガイドラインを公表する。その時点までに行われたインベントリー整備、関係機関の間での意見･情報交換の結果 ならびに制定済みの法規制への準拠の成果をガイドラインに反映する。		
4.　技術支援の必要性	不要		
5.　行動期間	2003 ～2006 年		
6.　概算費用	ルーマニア国の予算及びワークショップ向け費用 年次ワークショップ当たり 3,000 米ﾄﾞﾙ× 3 回 = 9,000 米ﾄﾞﾙ		
7.　費用の詳細	なし		

行動計画 H3 の概要

1.　目的･名称	H3. 修復手法の開発及び浄化プロジェクトの策定		
2.　実施主体	水利環境保護省及び EPI		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• EPI は、企業に対し過去の有害廃棄物投棄あるいは保管サイトに係る管理計画を要請し、環境許可取得のための環境評価制度を設定する。		
	• 潜在的な歴史的汚染が発見された場合には、EPI は当該責任者に対し適切な土壌･地下水モニタリングの実施を要請する。		
	• MWEP は、各 EPI に対し過去の有害廃棄物保管箇所のインスペクションを要請する。		
	• 2004 年において EPI 検査官は地方行政局に対し、フェンスの設置、警告表示、土地利用規制、移動性汚染物質の囲繞などの迅速な管理方策に係る検討調査の実施を促す。		
	• 自治体行政は、健康影響リスクが大きい部分について適切な土地･水源利用規制策を講じる。		
	• MWEP は、2005～2006 年において 深刻な環境リスクを抱える汚染サイトのリストを作成し、2006 年には承認された全国的インベントリーとともに優先修復サイトの選定確認を行う。		
	• MWEP では 2005～2006 年において優先的修復サイトについてフィージビリティ･スタディを行い､汚染修復あるいは浄化計画を策定する。		
4.　技術支援の必要性	不要		
5.　行動期間	2003 ～2008 年		
6.　概算費用	ルーマニア国予算		
7.　費用の詳細	なし		

行動計画 I1 の概要

1.　目的･名称	I1. 有害廃棄物管理ビジネスの推進（I2 と関連）		
2.　実施主体	工業資源省		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 有害廃棄物管理ビジネス（輸送、保管、処理、回収、埋立）の潜在的デベロッパーの特定	水利環境保護省	2004 年
	• 有害廃棄物発生事業者を対象とした意識改善に関するセミナー案（G1, G2, G3）の活用（有害廃棄物管理サービスの需要創出／増加のため）		
	• セミナー（G1, G2, G3）を利用して本ビジネス開発･推進の障害を特定		
	• これらサービスの開始の障害を除去		
4.　技術支援の必要性	これら活動には、更なる技術援助を必要としない。この活動には、REMATS が廃バッテリーと廃油の輸送から蓄積した経験、又、Caras Severin の EU LIFE プロジェクトから得た経験が含まれるべきである。		
5.　行動期間	2004 ～ 継続		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 I2 の概要

1.　目的･名称	I2. 有害廃棄物運搬及び輸送のシステム及び手続きの確保（I1 と関連）		
2.　実施主体	水利環境保護省 及び 公共事業交通省		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 廃棄物の収集／運搬を可能にする為の全ての法令、基準、規範、ガイドラインを**起草、採用、実施し、特に下記の課題に言及する** - 収集を待つ有害廃棄物を集積する臨時保管場所及び受け取り場所 - 廃棄物の運搬にかかる注意義務 - 廃棄物輸送に関するマニフェストシステム：監督、監視、記録、報告 - 車両スペック		
4.　技術支援の必要性	これら活動は、更なる技術援助を必要としない。この活動には、REMATS が廃バッテリーと廃油の輸送から蓄積した経験、又、Caras Severin の EU LIFE プロジェクトから得た経験が含まれるべきである。		
5.　行動期間	2003 ～ 2004		
6.　概算費用	N/A		
7.　費用の詳細	N/A		

行動計画 J1 の概要

1.　目的･名称	J1. 工業近代化、公害発生抑制防止／CP のための資金供給ﾒｶﾆｽﾞﾑに関する F/S		
2.　実施主体	水利環境保護省, 工業資源省, 公共財務省		
3.　活動/ 詳細	活　　動	主体	目標
	• 工業近代化および産業環境改善抑制と防止/産業公害（有害廃棄物処理を含む）に必要な資金の需要調査を行う。	水利環境保護省、工業資源省、公共財務省	2003年 第4四半期
	• 適切なコスト（金利）で上記の基金を準備することが可能か、既存の財務システムの能力を評価	水利環境保護省,工業資源省 & 公共財務省	2003年 第4四半期
	• 資本市場が十分な資金を効果的に準備できなかった場合、それを補填するための代替財政機構をレビューする	水利環境保護省,工業資源省 & 公共財務省	2003年 第4四半期
	• 有害廃棄物管理（処理、廃棄、または、クリーンプロダクション技術）への投資のため、外部ドナー資金を受けそれを産業界へオンレンド（on-lend）する金融仲介者の形態を検討	水利環境保護省,工業資源省 & 公共財務省	2004年 第1四半期
	• プロジェクトの有効性を確保するために必要な対策（オンレンド率(on-lend rate)、ローン状況、銀行業務及び関連技術の知識を持つ専門家の人材確保の要件、規制･法令の枠組、銀行支店など既存の銀行との適切なつながり等）を確認。	水利環境保護省,工業資源省 & 公共財務省	2004年 第2四半期
	• 報告要件及びパフォーマンス指標	水利環境保護省,工業資源省 & 公共財務省	2004年 第3四半期
4.　技術支援の必要性	F/S 実施資金		
5.　行動期間	2003-4		
6.　概算費用	$US 450,000 合計		
7.　費用の詳細	外国人のコンサルタント 10 人月 @ $25,000/人月: ルーマニア人のコンサルタント 20 人月@ $3,000/人月 ： その他費用 $140,000		

参考文献

David Newby Associates
Environmental Resources Management
ICIM 2002 Survey Data
International Solid Waste Association (ISWA) 1999
"*Minamata Disease The History and Measures*", 環境省, 2002
http://www.env.go.jp/en/topic/minamata2002/index.html
MoWEP / JICA 調査団
UK Environment Agency